

ビジネスヨーロッパ、統一特許裁判所の条文案に関し懸念を表明

2011年10月27日

JETRO デュッセルドルフ事務所

ビジネスヨーロッパ (BUSINESS EUROPE) は、10月26日、現在検討が進められている統一特許裁判所の条文案について懸念を表明する EU 議長国ポーランドの経済省宛の 10月20日付けの書簡を公開した。

現在、EU においては、欧州単一効特許 (European patent with unitary effect) と共に、それを取り扱う訴訟システムの実現へ向けた検討が行われている。9月29～30日に開催された EU 競争力担当相理事会において、EU 議長国ポーランドから提出された統一特許裁判所の条文案に基づいて公式に議論が開始されたところであるが、ビジネスヨーロッパは、本書簡において、現行の条文案が十分なコスト効率性および裁判の品質をもたらすものではなく、更なる検討が必要である旨の指摘をしている。

ただし、ビジネスヨーロッパのメンバーである CEOE (Confederation of Employers and Industries of Spain, スペインの産業団体) は、本書簡を共有せず、(i)出願と手続のための単一言語、(ii)企業が同一の競争優位性を持って活動する均衡の取れた法的枠組み、(iii)イノベーションの調和された成長を促進するための非差別的な制度に基づく、真の EU 特許の創設を支持するとしている。

統一特許裁判所については、2012年の合意を目指して集中的に議論が進められている一方、拙速な議論に対してコスト効率性や裁判の品質が不十分であるとの懸念も広がりを見せており、たとえば、スウェーデン特許庁 (PRV) も 2011年9月8日のプレスリリースにおいて、同様の懸念を表明していた。

ビジネスヨーロッパからの書簡の概要は次のとおり。

- ・新たな訴訟制度は、多様な国内訴訟制度が存在する現行の受け入れがたい状況と比較して、企業にとっての現実的な改善をもたらすものでなくてはならず、最高レベルの品質、コスト効率性、効果、法的安定性および信頼性を提供しなくてはならない。
- ・現在の条文案は企業の要望に合っておらず、たとえ、政治的なモーメンタムを維持することが重要であったとしても、更なる根本的な改善が依然として必要である。
- ・新たな訴訟制度の資金運営は、エンドユーザーである企業にとって必要な制度のコスト効率性を確実にするための重要な点である。裁判手数料のみに基づく資金運営は、高

額な手数料に容易に繋がり得るものであり、中小企業のような企業にとって訴訟が手の届かないものになるだろう。特に、EU がもはや合意の当事者ではないことから、提案されている新しい訴訟制度のコスト分析が早急に必要である。

- ・条文案は、国内の系列企業による国際的な侵害の場合の訴訟の観点から、告訴の範囲および一の訴訟に含まれる当事者に関する明確性が欠如している。多数の当事者の効果的な対応と複雑な訴訟のクロスボーダーの側面に関して、更なる明確化が必要である。

- ・ビジネスヨーロッパはさらに、真に統合された欧州の制度を可能な限り早期に発展させるため、特許訴訟において経験豊富であり、法的小および技術的な資質を有する裁判官から構成される真に多国籍の第一審のパネルを一貫して要望する。そのために、我々は、遅延なく判事の研修を開始することが必要不可欠であると確信している。

- ・提案された制度は、有効性と侵害の両方の事件に関して EU 全域の決定を下す権限を新たな特許制度の排他的な訴訟に与える。新しくまだ試されていない訴訟制度は中小企業のような企業にとって不確実で危険性を有する可能性がある。よって、新しい制度における信頼性を構築するためにも、新しい裁判制度の判事が必要とされる研修と特許訴訟の経験を獲得し、かつ、十分満足に機能しているという新しい制度の評価が少なくとも定まるまでは、移行期間を導入する必要がある。

- ・同一の法令が全ての欧州特許に対する有効性の規定を包含するように、同一の法令が全ての欧州特許（単一効を有する場合も有さない場合も）に対する侵害の規定を包含すべきである。そのために、単一特許に対する侵害の規定は、訴訟に関する条文案へと移行されるべきである。

- ・訴訟制度が実施される前に、手続規則に関して有意義な進展があることが重要である。

- ・更なる作業が必要な領域はこれだけにとどまらない。その他の問題として、パネルの構成、侵害と有効性の紛争のバイファケーション¹、欧州の一部の企業地域において懸念を表明した特許権者が中央裁判所において侵害のための訴訟手続を提起するより広範な権利、がある。

— ビジネスヨーロッパのプレスリリースは、以下参照 —

[Common patent jurisdiction system: current draft to be improved \(PDF\)](#)

¹ Bifurcation。侵害訴訟と無効訴訟が別々の裁判所で審理されること。たとえば、ドイツでは、侵害訴訟は地方裁判所に提起するのに対し、無効訴訟は連邦特許裁判所に提起するが、他方、イギリスでは、訴訟侵害の中で特許無効が主張されれば同一の裁判所が共に判断を行うとされており、欧州各国の訴訟制度において取扱が異なっている。

— スウェーデン特許庁のプレスリリースは、以下参照 —

[Industry wants a European patent court](#)

— 統一特許裁判所の条文案についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[EU 競争担当相理事会，統一特許裁判所の新たな条文案について議論開始（2011年10月3日）（PDF）](#)

(以上)